よこはまこどもカレッジ

教室運営コーチ業務委託基本契約書

株式会社パパカンパニー（以下、甲という）と、寺崎 一宏（以下、乙という）は、よこはまこどもカレッジ教室運営コーチ業務委託に関し、次の通り基本事項を定める。

第１条　（目　　的）

本契約は、甲乙相互信頼関係を基盤として、甲の要求する事項に対し、乙がこれに信義誠実に協力することを目的とする。

第２条　（委託業務）

1. 本契約の範囲は以下のとおりとする。
2. 開催当日の教室会場の立ち上げ／立ち下げ
3. 教室参加者への指導
4. 教室会場の退室前の整理整頓／清掃
5. 毎月の開催回数・開催曜日は、前々月末日までに甲乙で協議の上、決定するものとする。
6. 前項に取り決めのない事項が発生した場合については、その都度甲乙で確認、対応するものとする。

第３条　（商標の保護）

乙は、前条に定める業務の範囲外において、甲の商標をみだりに使用してはならない。

第４条　（教室の確保、備品、材料、コーチ、サポートコーチの手配）

１．本件業務の教室の開催にあたって、甲は甲の費用負担で教室の開催に必要な場所の確保をするものとし、乙は備品、機材を手配するものとする。

２．サポートコーチについては、甲が甲の費用負担で手配するものとする。なお、甲に所属するサポートコーチについては、乙は直接依頼を行わないものとする。

３．備品、機材、コーチ、サポートコーチなどの手配については、甲乙で協議の上、変更できるものとする。

第５条　（対　　価）

甲は乙に対し以下に定める業務委託料金を次の条件で支払うものとする。

1. 教室開催場所が「ユニバーサルキッズ仲町台（横浜市都筑区仲町台1丁目２４－４）」および「三井アウトレットパーク 横浜ベイサイド（横浜市金沢区白帆５−２）」の場合は下記のとおりとする。
	1. 1コマあたり最低保証金額10,000円（税込）＋インセンティブとする。
	2. 前号のインセンティブについては、1コマの参加者が6名までは最低保証金額10,000円（税込）のみとし、参加者が7名以上の場合は1人増える毎に＋1,000円（税込）とする。
2. 教室開催場所が前項以外の場所、かつ、場所使用料が無料の場合は下記のとおりとする。
	1. 教室あたりの売上金額（参加費×参加者数）より、サポートコーチ費用を含む経費を引いた金額の60%。
3. 乙は甲に対し対価を書面にて請求することとし、甲は当該請求をもとに甲の内規に従って翌月の末日までに乙の指定する銀行口座に振込にて支払う。なお、この場合の振込手数料は甲の負担とする。
4. その他取り決めのない項目、および、必要な経費が発生した場合については、その都度甲乙で協議の上、決定するものとする。

第６条　（再委託）

１．乙は、本件業務の全部又は一部を、甲の事前承諾なしに第三者に再委託してはならないものとする。

２．乙は、前項に基づき本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託したときは、本契約に基づき乙が甲に対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

３．甲は、必要に応じ、乙に再委託先の見直しを求めることができるものとする。

４．本契約が終了したときは、再委託先に対する本件業務の再委託も同時に終了するものとする。

５．乙は、再委託を中止する場合は、甲にその旨を事前に通知するものとする。

第７条　（機密保持）

１．乙は、甲の営業上の機密、取引先の機密、その他甲における業務遂行に関し、知り得た事項を第三者に開示または漏洩してはならない。

２．甲乙共に、業務上知り得た個人情報の取り扱いについては適正に保護しなければならない。

第８条　（損害賠償）

乙が担当した業務に関し、甲または第三者に対し損害を被らせたときは、乙は甲に対しその損害を賠償する。但し、乙に対する指揮命令の過失、その他甲の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りではない。

第９条　（契約の解除と期限の利益の喪失）

1. 甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
2. 重大な過失または背信行為があった場合
3. 支払の停止があった場合
4. 仮差押・差押・競売・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てがあった場合
5. 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
6. 租税公課の滞納処分を受けた場合
7. その他前各号に準ずる本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
8. 甲または乙は、相手方に本契約上の義務の不履行があり、相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。
9. 甲または乙は、第1項各号の一に該当した場合、あるいは本契約上の義務を履行しなかった場合は、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全額を弁済しなければならないものとする。

第１０条　（不可抗力免責）

天災地変、戦争・内乱・暴動、感染症の拡大、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

第１１条　（有効期間）

本契約の有効期間は2022年7月1日から2023年6月30日とする。

但し、甲乙いずれからも期間満了の1か月前までに書面による改廃の意思表示がない場合には、自動延長するものとし、以後も同様とする。

第１２条　（管轄裁判所）

本契約に基づく管轄裁判所は、横浜地方裁判所とする。

第１３条　（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、甲乙協議の上、解決する。

甲及び乙は下記に署名押印し、本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有する。

2022年7月1日

（甲）所在地 横浜市中区北仲通３-３３　関内フューチャーセンター

商　号 株式会社パパカンパニー

代表取締役　添田　昌志 印

（乙）住　所 横浜市都筑区川和町2385

氏　名 寺崎　一宏 印